

## 居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導） 運営規程 （例）

第1条 ○○医院が実施する指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導等」とする）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適切な指定居宅療養管理指導を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 ○○医院が実施する居宅療養管理指導等の従業者は、要介護者等がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

- 2 居宅療養管理指導等の実施に当たっては、居宅介護支援事業者等（利用者担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等）、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係区市町村、地域包括センターとも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 医療法人○○会○○医院
- 2 所在地 ○○市○○ ○番地  
TEL ○○-○○○○-○○○○  
FAX ○○-○○○○-○○○○

（従業者の職種、員数及び勤務内容）

第5条 指定居宅療養管理指導の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 従業者について  
医師 （常勤1名 専任常勤）  
看護師 （常勤1名 非常勤 0名）  
准看護師 （常勤1名 非常勤 1名）
- 2 管理者について  
常勤の管理者を1名配置する。

（居宅療養管理指導等の種類及びサービス提供日、提供時間）

第6条 居宅療養指導等の種類及び提供日、提供時間は次の通りとする。

医師による居宅療養指導等

- 1 月、火、木、金曜日 9:00～18:00
- 2 土曜日 9:00～17:00 日曜日、水曜日、祝日及び12月28日～1月4日を除く。

（通常の事業実地地域）

第7条 通常の事業実施地域は、○○市である。

（利用料その他費用の額）

第8条 居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 1 指定居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、居宅療養管理指導が法定代理受領サービスであるときは、その額の負担割合とする。  
①在宅時（特定施設入居時等）医学総合管理料を算定しない患者  
同一建物居住者 ○○円（月2回）  
同一建物居住者以外 ○○円（月2回）

②在宅時（特定施設入居時等）医学総合管理料を算定した患者

同一建物居住者 ○〇円（月2回）

同一建物居住者以外 ○〇円（月2回）

- 2 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者または家族に対して事前に説明し、支払いを受けるものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第9条 従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は〇〇医院が定める。

\* 医師または歯科医師が行う場合

- 1 利用者・家族に対し居宅サービスの利用に関する留意事項・介護方法等についての指導・助言等を行う。
- 2 訪問診療等により利用者の病状と心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理または歯科医学的管理にもとづいて、居宅介護支援事業者等（利用者担当のケアマネジャー＝介護支援専門員等）に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報を提供する。
- 3 ケアプランの策定等に必要な情報提供は、サービス担当者会議の参加により行うこととする。当該会議への参加が困難な場合やサービス担当者会議が開催されない場合等においては、原則として、文書等（メール、FAX等でも可）により、情報提供を行う。
- 4 提供した指定居宅療養管理指導の内容について記録を行う。
- 5 サービス担当者会議等への参加により情報提供を行った場合については、その情報提供の要点を記載する。記載について、医療保険の診療録に記載する場合、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにする。文書等により情報提供を行った場合については、当該文書等の写しを診療録に添付する。
- 6 利用者・家族に対する指導・助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付する。

第11条 居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

利用者または家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。

（事故処理）

第12条 居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、区、市町村、家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

（その他運営に関する重要事項）

第13条

- 1 従業者の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は〇〇医院が定める。

付則

この規程は 年 月 日から施行する。

## 指定居宅療養管理指導事業所掲示（診療所用）

1. 指定事業者名 医療法人社団
2. 指定事業所番号 ○○○○○
3. 事業所所在地 埼玉県○○○
4. 電話番号 ○○-○○○○-○○○○
5. 運営方針
  - (1) 要支援・要介護状態等にある利用者が、居宅において自立した生活を営むことができるよう、医師が訪問して病状、心身の状況、置かれている環境等を把握し、居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）に居宅サービス計画等の作成に必要な情報を提供するとともに、利用者及び家族の方に療養上の管理・指導・助言等を行います。
6. 指定居宅療養管理指導の内容
  - (1) 要介護者または家族からの介護全般に関する相談等。
  - (2) 居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）への、居宅サービス計画の作成等に必要な情報の提供。
  - (3) 要介護者または家族への、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言。
  - (4) その他、療養生活向上のための指導・助言等。
7. 従事者 医師 ○○○○ ※他に医師がいる場合は氏名を記載
8. 営業日及び営業時間
  - (1) 院内に掲示している診療日及び診療時間と同じです。
9. 利用料
  - (1) 居宅療養管理指導を実施した利用者からは月に1ないし2回、介護保険報酬に応じた利用者負担額（1割）をいただきます。
  - (2) 居宅療養管理指導に要した交通費等については、実費をいただきます。
10. 苦情処理
  - (1) 居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するよう、必要な措置を講じます。
11. その他運営に関する重要事項
  - (1) 健康保険法、介護保険法等を遵守し、業務を行います。
  - (2) 諸般の事情により指導に困難が生じた場合は、連携医療機関を紹介する等、必要な対応を行います。

## 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

(1)利用者からの相談又は苦情に対応する常設の窓口（連絡先）担当者の設置

①相談や苦情に対応する常設窓口として、下記の担当者を設置する。

担当者 ○○ 電話 ○○-○○○○-○○○○

②担当者不在の場合であっても、基本的な事項について従業員が対応できるように指導するとともに、担当者に内容を引き継ぎ、相談、苦情への対応を早期に行えるように配慮する。

(2)円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制、手順

①苦情があった場合は、直ちに利用者等と連絡をとり、苦情を聞き、内容を把握し、必要な対応を行う。

②苦情内容によっては、市区町村や居宅療養介護支援委業者と連絡を取り、必要な対応を行う。

(3)苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

(4)その他参考

必要に応じて医学的観点から、他の事業所と連絡調整を行い、苦情が発生しないように努力する。  
定期的な研修、利用に対するアンケート調査等